

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔中小企業のお客様向けの貸付け債権〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	290	1,015				
うち、信用保証協会等による債務の保 証を受けていなかった貸付債権の額	106	642				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	69				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	18				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	106	483				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	70				
うち、信用保証協会等による債務の保 証を受けていた貸付債権の額	183	373				
うち、実行に係る貸付債権の額	24	196				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	48				
うち、信用保証協会等が債務 の保証を応諾する旨の判断を 示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	159	83				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	44				

(別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(中小企業のお客様向けの貸付け債権)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	30	88				
うち、信用保証協会等による債務の保証 を受けていなかった貸付債権の数	6	27				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	9				
うち、信用保証協会が条件変更 対応保証を応諾する旨の 判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1				
うち、信用保証協会が条件変更 対応保証を応諾する旨の 判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	6	15				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2				
うち、信用保証協会等による債務の保証 を受けていた貸付債権の数	24	61				
うち、実行に係る貸付債権の数	10	40				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3				
うち、信用保証協会等が債務 の保証を応諾する旨の判断を 示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	14	14				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4				

(別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(中小企業のお客様向けの貸付債権であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	98				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	0	98				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

(別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(中小企業のお客様向けの貸付債権であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	2				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				